

市有地 公売（先着順）のご案内

●申し込み

申込案内・用紙の配布

- 場 所： 日野市役所本庁舎4階 総務部財産管理課 土地活用係
- 時 間： 午前8時30分～午後5時00分（土・日・祝日・年末年始を除く）
- ・抽せん及び入札公売期間中の平日の閉庁時間及び土・日・祝日は市役所1階守衛室で配布
 - ・日野市ホームページでも閲覧、ダウンロードできます。

申込受付

- 場 所： 日野市役所本庁舎4階 総務部財産管理課 土地活用係
- 時 間： 午前8時30分～午後5時00分（土・日・祝日・年末年始を除く）
- 方 法： 「市有地買受申込書」に必要事項を記入のうえ、個人は世帯全員の住民票（マイナンバーの記載の無いもの）を、法人は商業登記簿謄本を添付し、直接受付場所へご持参ください（郵送でのお申込みはできません）。

参加資格

- ① 代金の支払能力がある個人及び法人
- ② 申込者は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団関係者等で、警察当局から排除要請がある者及びその代理人でないこととします。
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている法人およびその役員または構成員並びにその代理人でないこと。

注意事項

申込にあたり、この案内書及び現地を必ず確認してください（現況で引渡しをします）。現地確認の際、付近に工事中の箇所がある場合、事故のないように十分気をつけてください。

なお、周辺の土地について、今後所有者が個々に土地利用を図る上で、どのような建築がなされるかは未定です。周辺の状況変化や用途地域・関係法令等についても、十分考慮した上で申してください。

申込結果

申込当日の受付分をもって決定といたします。申込者が1名の場合は、そのまま契約者として決定しますが、申込当日に複数の方が申込みされた場合は、くじにて決定します。

（受付は、土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時00分まで）。

契約者には、「売渡し決定通知書」等を郵送します。

●売買契約 代金の支払

売買契約

- ① 「売渡し決定通知書」にて指定された期間中に契約の締結をしていただきます（通知からおおむね1か月程度）。
「売渡し決定通知書」を受けた者が指定された期日までに契約を締結しないときは、その決定を取り消させていただきます。
- ② 契約締結日までに処分価格の100分の10に相当する契約保証金をお支払いいただきます。

③ 売買契約の際、次のものが必要となります。

・実印 ・印鑑証明書(一通) ・契約保証金の領収書 ・収入印紙(売買契約相当の金額)

④ 残額については契約締結後90日以内に納めていただきます。

⑤ 売買契約を共有で締結される場合はあらかじめ契約前に申し出てください。

契約の解除

① 次の場合は、契約を解除することがあります。この場合、契約保証金はお返しいたしません(ただし、特に認められる理由の場合はこの限りではありません)。

1. 買受人(契約者)が指定された期日までに売買代金を納付しない場合
2. 買受人が契約の解除を申し出た場合
3. 買受人が契約書及び関係する規則等に違反した場合

② 上記の2.3.による契約解除の場合で、売買代金の完納後であるときは、違約金として売買代金の100分の10に相当する額をいただきます。

③ 契約解除により買受人に契約保証金又は売買代金をお返しする場合には利子をつけません。

指導勧告の遵守

行政上の指導勧告を遵守してください。

●土地の引渡し

土地の引渡し

売買代金の完納後、日時を調整の上、現地にて土地の引渡しをします。

所有権移転登記

① 市有地は、売買代金の完納後、所有権移転登記を日野市にて嘱託いたします。

登記に要する諸費用(登録免許税)は、買受人の負担になります。

●特記事項

① 固定資産税について

固定資産税については、引渡し日の翌年1月1日より、土地購入者に課せられます。

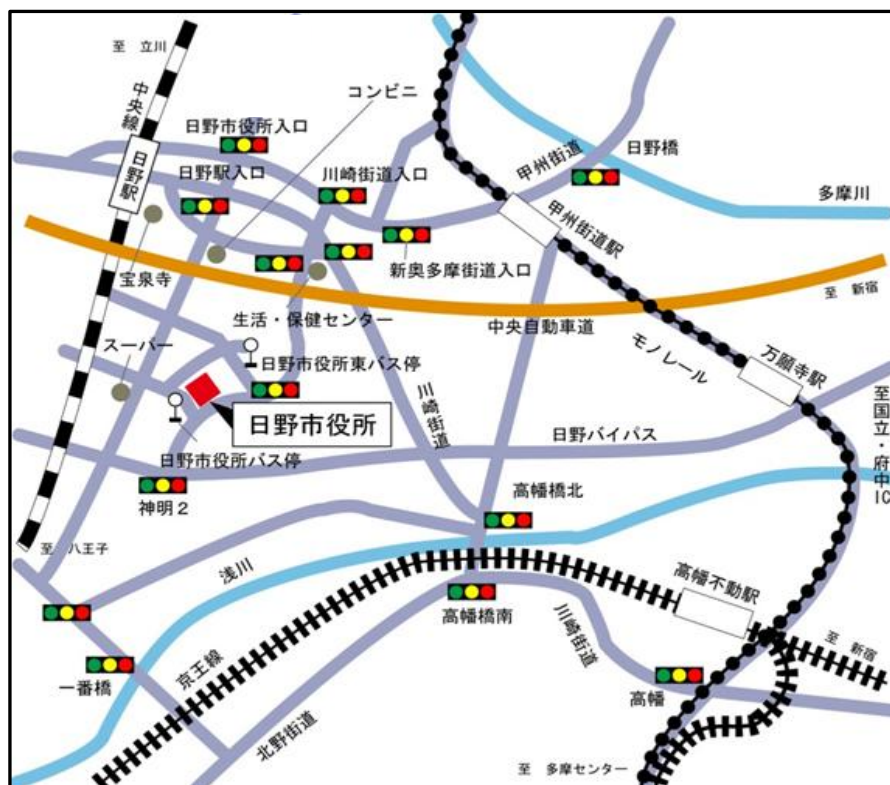
② 上下水道、都市ガス施設の引き込みについて

上水道は有料、都市ガスは道路境界まで無料です。下水道は公共汚水桝まで公費負担ですが、建築物等によっては自費負担となる場合がありますので、環境共生部 下水道課にご確認ください。

※ 詳細については、お問い合わせください。

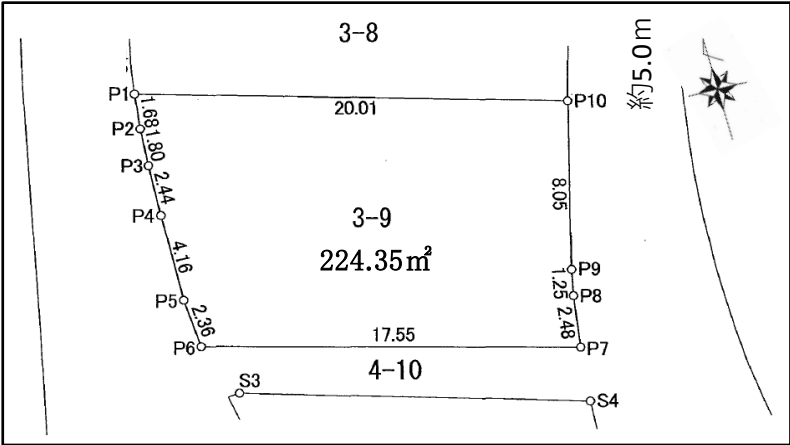
この市有地公売に関するお問い合わせは
〒191-0016
東京都日野市神明1丁目12番地の1
日野市役所

(販売担当)
総務部 財産管理課 土地活用係
TEL：042-514-8161 (直通)
FAX：042-581-2516
☎ : zaisan@city.hino.lg.jp



南平地区市有地

所 在	面積 (㎡)	坪	単価 (円/㎡)	公売価格 (円)	用途地域	地区計画	建ぺい 容積率	高度地区
南平九丁目 3番9	224.35	67.86	109,100	24,476,585	第1種低層 住居専用地域	有	40/80	第1種



1. 有効宅地部分約79%、擁壁部分約21%
 2. 日鉦住宅地地区住民協定
 3. 宅地造成工事規制区域内
 4. 都立多摩丘陵自然公園内
 5. 土砂災害警戒区域内

① 地区計画

住宅地として良好な環境を維持増進するため、都市計画法による地区計画が定められています。
概要は日野市のホームページ(「地区計画」で検索)にて確認できます。
詳細は都市計画課までお問い合わせください。

地区計画	日鉦住宅地地区地区計画 (一部抜粋)
建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1. 住宅(3戸以上の長屋を除く) 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3で定めるもの 3. 診療所兼用住宅 4. 上記の建築物に付属するもの
建築物の敷地面積の最低限度	140㎡
壁面の位置の制限	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。
垣またはさくの構造の制限	道路に面する垣またはさく(門柱を除く)の構造は、生垣またはフェンスとする。 ただし、高さ1.2m以下のコンクリートブロック塀等はこの限りではない。

② 住民協定について

住民協定事項は次のとおりです。詳細については、必ず自治会にお問い合わせください。
日鉦住宅地地区住民協定(平成18年11月18日自治会決定)
(1) 建築物の高さは、平成18年11月18日現在の地盤面を基準とする。
(2) 日鉦不動産株式会社が布設した擁壁上部のU字側溝より擁壁までは、将来にわたって土留構造物の増積等、法面の安定を阻害する行為をしてはならない。

③ その他

敷地内 電柱	上空高压線	埋蔵文化財包蔵地域	前面道路に			
			電気	ガス	水道	下水
無	無	指定なし	有	有	有	有

※宅地内引き込み済。接続は買い受けた方が行ってください。

南平地区
(市有地)

